

## 平成 29 年度丸亀市公用車車両広告募集要項

丸亀市では、市有財産の有効活用による自主財源の確保と地域経済（地元企業など）の活性化を図るため、公用車を広告媒体として利用し、民間企業等の広告を有料で掲載します。

広告の掲載内容等について丸亀市広告事業実施要綱（平成 18 年告示第 41 号。以下「実施要綱」といいます。）及び丸亀市広告掲載基準（以下「掲載基準」といいます。）に定めるほか、次の事項を定めて広告掲載を希望する方を募集します。

### 1 広告媒体

市が保有する公用車のうち軽貨物自動車 18 台

### 2 広告掲載期間

掲載開始（平成 29 年 4 月 1 日以降）～平成 30 年 3 月 31 日  
（延長の希望があれば相談に応じます）

### 3 募集対象

香川県内に事業所を有する事業者・団体で市・町税を完納しているものとします。

### 4 申込期間

随時

\* 申込受付後、内容について審査を行いますので期間に余裕をもって申込みをお願いいたします。

### 5 広告掲載方法

特殊フィルムを車体に貼り付ける方法及びホイールカバー

### 6 広告規格

側面（両側） 後部スライドドア（ガラス部分より下部）

ホイールカバー ホイールと同径

\* 広告の一部に「丸亀を応援します」の文字を入れることが必須となります。（ホイールカバーは任意とします。）字体、仮名遣い等については広告の意匠に合わせたものとできます。

## 7 広告掲載料

側面（両側） 7,560 円／月（税込）

ホイールカバー 6,480 円／月（税込）

\*日割り計算はしませんので、月の途中からの掲載開始でも1月で計算します。

\*広告作成費(広告主負担)は別途必要です。詳しくは広告取扱店にお問い合わせください。

## 8 禁止事項

実施要綱及び掲載基準に定めるほか以下の事項を禁止事項とします。

- ・ 発光、蛍光、反射効果を有する材料が使用されたもの等、周囲の運転者の誤認を招くおそれがあるもの。
- ・ 文字表記が縦書きであるもの又はストーリー性のある漫画や映像表示等周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの。
- ・ 上記のほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの又は車両運行上支障となるおそれがあるもの。

## 9 広告掲載申込(取扱い全般)

下記広告取扱店（広告代理店）にお申込みください。

セーラー広告株式会社西讃支社 担当者 <sup>たけわ</sup>竹輪

〒763-0082 丸亀市土器町東五丁目 21 番地

連絡先 TEL0877(22)7105 FAX0877(22)7107

## 10 注意事項

- (1) 広告内容・意匠については、丸亀市の審査を経て、広告取扱店を通じて修正をお願いしますので、ご了承ください。
- (2) 掲載広告は、丸亀市が定める基準に基づいて掲載するものではありませんが、掲載内容については、丸亀市が推奨等をするものではありません。

## お問い合わせ先

丸亀市役所総務部公共施設管理課管理担当

電話：0877-24-8840 FAX：0877-24-8874

E-mail：kokyokanri-t@city.marugame.lg.jp